

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方 に関する検討会

要 望 書

平成 22 年 7 月 5 日

社会福祉法人

全国重症心身障害児（者）を守る会

会 長 北浦 雅子

親は、子どもがどんなに重い障害を持っていても、可能な限り在宅でともに暮らしたいと願っています。

このため、在宅支援のサービスを利用して頑張っていますが、重症心身障害児者（以下「重症児者」という。）の多くは、医療的ケアを必要としていますので、そのため、次の施策の実施をお願いするものです。

（看護師以外の職員のかかわりを要望する理由）

1 重症児者は、「たんの吸引等の医療的ケア」が必要であり、家族が 24 時間対応で痰の吸引や経管栄養等の介護を行っている状況にあります。このため、患者・家族の負担が大きいものがあり、訪問看護師の派遣や、ホームヘルパーの派遣を受けていますが、ヘルパーには「痰の吸引」はできますが経管栄養等の医療的ケアができませんので、家族の負担の軽減にはなりません。これをヘルパーにも実施が認められますよう要望します。

2 重症児者の日中活動の場としての通園・通所では、医療的ケアを常時必要とするものが多く通って来ています。このため看護師が配置され対応していただいています。

しかし、看護師の配置数が少なく、医療的ケアが必要なときでも看護師の手が直ちに回らない場合があるのが実態です。

特に、通園・通所における送迎時（バスなど）には、看護師が全ての車両に添乗できないので、医療的ケアが必要な人は、保護者の自主送迎となる場合があり、保護者も施設も対応に困って苦慮しております。

上記への対応として、医師、看護師の指導を受けた、ヘルパー、施設介護職員（保育士等福祉職員を含む）にも医療的ケアの実施が認められれば、家庭でも、通園・通所の場所でも、利用者が安心してサービス支援が受けられることとなりますので、下記の条件のもとに、実施が認められますようご配慮いただきたく要望します。

1 医療的ケアの実施に当たっての条件

- ① 特定の対象者についての実施を原則とし、医療的ケアに当たっては、医師、看護師の指導を受けること。
- ② 原則として、医師、看護師の指導のもとで行われること。
- ③ 医療的ケアに当たっては、保護者等の同意を得ること。

2 医療的ケアの実施範囲

- ① 吸引（咽頭より手前のもの）
- ② 経管栄養（留置されている管からの注入及び見守り、ただし、経管の先端位置の聴診器による確認は除く。）
- ③ 自己導尿の補助

3 その他一（以下の実態があることを踏まえ、配慮いただきたい。）

- ① 通園の超重症児には、親の付き添いが必要な場合がある。
- ② 通所に当たって、医療的ケアがあるため受入れを断られるケースがある。
- ③ 医療的ケアがあるため通園施設で受入れ日数を制限されている。
- ④ 通所・通園で、医療的ケアが必要な利用者が年々増加し、現看護師体制では対応は不可能な状態にある。

在宅重症児者の状況

医療的ケアの状況

平成17年2月 全国重症児者を守る会実施
在宅重症心身障害児・者の実態把握に関する調査

医療的ケア必要あり	704 人	32.0%
必要なし	1,498	68.0%
実施項目	回答数	構成比(%)
必要な医療的ケア	1,974	100.0
口腔内等吸引	501	25.4
経管栄養	425	21.5
吸入	332	16.8
チューブ交換	247	12.5
気管切開	169	8.6
胃瘻	158	8.0
道尿	51	2.6
人工呼吸器使用	47	2.4
エアウェイ	40	2.0
中心静脈栄養	4	0.2
計	(複数回答)	